

家畜保健衛生所たより

平成27年度 第27号 平成28年3月16日 山梨県西部家畜保健衛生所

家畜排せつ物の適正管理について

大門ダムの水質改善のため、ダム湖に流入する河川周辺域において生産活動を行っている畜産農家の皆様におかれましては、引き続き、家畜排せつ物の適正な管理と利用に取り組まれますようお願いいたします。

※大門ダムは、昭和63年5月から供用開始。

早い時期から富栄養化が進み、曝気装置や活性炭投入装置の設置など、水質改善の対策を継続して行っています。



家畜の病気に関するお問合せは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771(平日) FAX・・・0551-22-6728

土日・休日・夜間の連絡は・・・090-5564-1018または090-5568-0817

家畜排せつ物の適正管理とは

家畜排せつ物は、野積みや素掘りで行った不適切な管理によって、悪臭の発生要因となったり、河川や地下水へ流出して水質汚染を招くなど、環境問題の発生減としての側面を有する一方で、堆肥化などの適切な処理を施すことによって、土壌改良資材や肥料としての有効活用が期待されるなど、農村地域における貴重な資源としての側面も有しています。

そのため、家畜排せつ物の適正管理及び利用の促進を図ることにより、健全な畜産業の発展に資する目的で、「**家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律**」が平成11年に制定され、平成16年11月1日から本格施行されています。

本法律において、畜産業を営む者が遵守すべき「**管理基準**」が定められ、畜産業を営む者は管理基準に従い家畜排せつ物を管理しなければならない、とされています。

◎管理基準

ア たい肥舎その他の家畜の家畜排せつ物の処理又は保管のように供する施設(以下「**管理施設**」という)の構造設備に関する基準

(ア) 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料(コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ)で築造し、適当な覆い側壁を設けること。

(イ) 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。

イ 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

(ア) 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。

(イ) 管理施設の定期的な点検を行うこと。

(ウ) 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。

(エ) 送風装置等を設置している場合は、当該施設の維持管理を適切に行うこと。

(オ) 家畜排せつ物の年間の発生量、処分方法及び処理の方法別の数量について記録すること。